

デュポン社による DP-32138-1 トウモロコシを用いた Seed Production Technology(SPT)プロセスによる F1 ハイブリッド種子に関する審議結果概要

平成25年1月21日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会

デュポン社による DP-32138-1 トウモロコシを用いた Seed Production Technology(SPT)プロセスによる F1 ハイブリッド種子(*1)について審議を行ったので、以下、その結果を示す。

1. 背景

- デュポン社が商業栽培用トウモロコシを効率的に増やす方法として、新しい種子生産技術(SPT 技術)を開発した。
- デュポン社から提出された資料によると、遺伝子組換え技術によって生産される DP-32138-1 トウモロコシ(以下、「SPT 維持系統」)を用いたSPT技術については、食品として利用される作物の3世代前に、遺伝子組換え技術を用いているものの、その後の栽培用の種子(F1世代)及び食品として利用される作物(F2世代)には組換え DNA は含まれないとされている。

2. 審議結果など

- (1) この技術によって生産される食品が、食品衛生法上の規格基準に基づく安全性審査の対象であるいわゆる「遺伝子組換え食品」(*2)に該当するか否かについて審議を行った。
- (2) その結果、以下のような理由により、当該食品は、食品衛生法上の規格基準に基づく安全性審査の対象である「遺伝子組換え食品」には該当しないと結論した。
 - ① 遺伝学的な SPT プロセスの精度やトウモロコシ種子を選別するスクリーニング方法の精度、育成中や保管中の混入を防止する栽培管理や種子管理の精度などについて、デュポン社からデータの提出を受け、それらの精度が十分に高いことを確認した。
 - ② これを踏まえ、F1ハイブリッド種子や当該食品には、SPT 維持系統由来の組換え DNA が含まれていないと考えられる。
 - ③ このため、当該食品は、食品衛生法の規格基準に規定する「組換え DNA 技術によって得られた生物の全部若しくは一部であり、又は当該生物の全部若しくは一部を含む場合」に該当しない。

3. その他

今後、食品衛生法上の規格基準に基づく安全性審査の対象である「遺伝子組換え食品」に該当するかどうかについて、検討する必要がある場合には、適宜、審議を行うこととする。

- * 1 F1 ハイブリッド種子：雄親と雌親を掛け合わせて作出される一代雑種の種子。
- * 2 食品衛生法に基づく安全性審査の対象である「遺伝子組換え食品」は、次のように定められている。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）

（食品一般の成分規格）

食品が組換え DNA 技術によって得られた生物の全部若しくは一部であり、又は当該生物の全部若しくは一部を含む場合は、当該生物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続きを経た旨の公表がなされたものでなければならない。